

# China Info.

## JP マイツ通信

東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号  
ニューオータニガーデンコート 28 階  
TEL: 03-6261-5323  
FAX: 03-6261-5324  
文責: 米国公認会計士/古谷純子  
2021 年 11 月号

～この資料は全てお読みいただいて 100 秒です。～

### ～都市維持建設税など付加税制度の改定～

2021 年 9 月より都市維持建設税法が施行され、その他付加税も含めて課税基礎の明確化、非居住者には源泉徴収されない形に変更されています。

皆さんは都市維持建設税や教育費付加、地方教育費付加と呼ばれる付加税をご存知でしょうか？例えば、中国子会社に役務提供して対価を受領した際、増値税(税率 6%)が源泉徴収される以外に、更に少額の課税(増値税額に対し計 10%～12%前後に相当)を疑問に思う方は居られませんか？その正体である付加税は、都市維持建設税や教育費付加、地方教育費付加から構成され<sup>i</sup>、増値税等<sup>ii</sup>を課税基礎として計算し、例えば増値税額に対して付加税合計で 12%が課税されれば、増値税額を含めて役務提供金額に対し 6.72%が課税されます。

これらの付加税のうち、都市維持建設税は、都市維持建設税法(以下“主席令第 51 号”と表記)<sup>iii</sup>が 2021 年 9 月 1 日から施行され、従来の都市維持建設税暫定条例(以下“暫定条例”と表記)<sup>iv</sup>が廃止されました。また、同法施行のタイミングに合わせ、財政部・税務総局公告 2021 年第 28 号<sup>v</sup>が公布され、都市維持建設税や教育費付加、地方教育費付加(以下“本付加税”と表記)の課税基礎の算定方法が明確化されました。これにより、非居住者が中国企業に対して役務提供を実施した際、従来、増値税や消費税と共に源泉徴収された本付加税は現在、源泉徴収されないなど、特に海外企業が中国企業(現地法人を含む)に対して役務提供をする際には有利な改定となっています。

従い、本稿では、主席令第 51 号及び財政部・税務総局公告 2021 年第 28 号について説明します。

#### 1. 主席令第 51 号

主席令第 51 号は全 11 条と決してボリュームは多くありませんが、以下の通り、納税義務者の範囲の変更以外にも、取扱いに関する項目に明確化が加えられました。

##### 【主席令第 51 号による、都市維持建設税の主要な取扱い変更点】

	暫定条例	主席令第 51 号
納税義務者の変更	産品税、増値税、営業税(以下“増値税等”と表記 <sup>vi</sup> )を納付する単位と個人が納付(第 2 条)	✓ <u>中国国内で増値税、消費税を納付する単位と個人を納税人とする(第 1 条)</u> ✓ <u>輸入貨物或いは国外単位と個人が中国国内で役務、サービス、無形資産の販売時に納付する増値税、消費税額に対し徴収しない(第 3 条)</u>
納税額の計算方法の明確化	—	✓ <u>課税基礎は規定に照らし、期末控除留保仕入増値税のうち還付された金額を控除する(第 2 条)。</u> FYI: 現行計算式 <sup>vii</sup> : (実際に納付した増値税及び消費税額 + <u>当期免除控除税額</u> - <u>期末控除留保仕入増値税のうち還付された金額</u> ) × 税率 ✓ 納税額 = 課税基礎 × 適用税率(第 5 条)
納税義務の発生時点(納付時点)	— (増値税等と同時に納付(第 3 条))	✓ 納税義務の発生時期は、増値税、消費税の納税義務の発生時期と一致(第 7 条) (増値税、消費税と同時に納付(第 7 条))

但し、納税義務者の変更以外では実務上の取扱いでは特段の変更はないと考えられます。また適用税率も納税者の所在地により、それぞれ市区 7%、県城や鎮 5%、それ以外 1%と、従来と同じです。

2. 財政部・税務総局公告 2021 年第 28 号

財政部・税務総局公告 2021 年第 28 号では本付加税の課税基礎を明確化しており、主要内容は主席令第 51 号を踏襲すると共に、教育費付加、地方教育費付加も同様の取扱いとする旨を追加しました。

- ✓ 実際に納付した増値税、消費税の税額(以下“両税税額”と表記)を課税基礎とする
- ✓ 実際に納付すべき両税税額(輸入貨物或いは国外単位と個人が中国国内で役務、サービス、無形資産の販売により納付する両税税額を含まない)とは、以下の通り:  
**関連規定により計算された納付すべき両税税額+増値税の免除控除税額-直接減免する両税税額及び期末控除留保仕入増値税のうち還付された増値税税額**
- ✓ 直接減免する増値税、消費税の税額とは、直接減税または免税とする両税税額を指す。  
すなわち、**即時徴収・即時還付の両税税額を含まない**
- ✓ **教育費付加、地方教育費付加の課税基礎は都市維持建設税と一致する**

3. まとめ

従い、繰り返しになりますが、本改定により規定の明確化が図られたものの、中国国内取引においては実務的な影響は特段無いものと考えます。  
 一方、日本本社が中国企業(現地法人)に役務提供等を実施している場合、上記の通り、源泉徴収金額は減少しているはずですので、入金金額と共に証憑によりご確認されることをお勧めします。

FYI: 本付加税の表示箇所の例

纳税人识别号		税務管理号									
纳税人识别号		税款所属期间									
税目	子目	营业收入		本期税款计算		税款缴纳					
1	2	3	4	5=3*4	6	7	8=5*7	9	10	11	12=8-9-10-11
0204						7%					
合 计											
本付加税金											
项目		计税基础		税率	应纳税额	非缴税额	已缴税额	本期应缴税额			
城市维护建设税	0.00	增值税	消费税	合计	7%	0.00					
教育费附加	0.00				3%	0.00					
地方教育费附加	0.00				2%	0.00					
总计						0.00					

本年 9 月 1 日以降、日本本社など海外企業向けの支払いでは、税額がゼロとなっています。

- i 地域により、例えば河道維持管理費など、更に別費目の付加税も課税される。
- ii 付加税は増値税だけでなく中国消費税(日本の奢侈税に相当)にも課税される。
- iii 主席令第 51 号の原文は下記 URL の通り。  
 URL: <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202008/9591538ccd764bb787e01e729fe0cbbb.shtml>  
 また、都市維持建設税の解説は上海通信 2020 年 11 月号を併せてご参照願いたい。  
 上海通信を含むマイツニューズレターは右記 URL の通り。URL: <http://www.myts.co.jp/newsletter/>
- iv 暫定条例の原文は右記 URL の通り。URL: <http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n365/c1409/content.html>
- v 財政部・税務総局公告 2021 年第 28 号は下記 URL の通り。  
 URL: <http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n365/c5168440/content.html>
- vi 既に増値税改革等により、主席令第 51 号の公布前から実務的には増値税・消費税の税額に対して課税されている。
- vii 現行計算式の法的根拠についても、上海通信 2020 年 11 月号を参照のこと。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ担当者まで

<http://www.myts.co.jp>

株式会社マイツ 【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。